

## 大阪府立市岡中学校 「学校いじめ防止基本方針」

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう

(いじめ防止対策推進法 第2条)

### (2) 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「人権尊重の精神を基盤に、自他の個性を大切にし、生命の尊さ、人の痛みのわかる豊かな感性」育成のために「大阪府立市岡中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして以下の4点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気をつくるため、道徳の授業をはじめ全ての教科で、一人ひとりの人権を大切に育てる
- ② 部活動等課外活動の充実に努め、集団育成、人間形成を図る
- ③ 未然防止、早期発見・早期解決のために、アンケート、教育相談を実施する
- ④ 家庭・地域、校下小学校との交流を大切にし、連携を深める

### (3) いじめ未然防止についての取り組み

#### <基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う

#### ① 授業改善について

##### ア 学習規律の確立

学校全体で、チャイムが鳴ったら着席するという習慣や授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方などの学習規律を確立していくことで、児童が安心して学習に臨むようにする

##### イ 習熟度別少人数授業の実施

国語科、数学科、英語科における習熟度別少人数授業を実施し個に応じた指導をする

##### ウ 自主学習習慣の確立

放課後・長期休業中に「学校元気アップ事業」と連携して自主学習時間を設定し、生徒の自主学習を支援する（地域・学生ボランティアによる協力も要請する）

##### エ 指導力の向上に関する取組

指導方法の研究・研究授業・授業改善をはかり、指導力の向上に取り組む

#### ② 自己有用感を高めるために

ア 生徒会を中心に登校時の「あいさつ」運動を行い、自ら明るく、率先してあいさつができるように指導する

イ 学校の規則を守ること等について、各委員会で月目標を設定する。また、全教職員で日常的に指導する

ウ 社会体験・キャリア教育（職業講話・職業体験学習等）を実施する

エ 学校行事（体育大会・文化祭等）の充実、部活動の活性化を図る

#### ③ いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

##### ア 人権教育や学級活動の充実

年間指導計画を作成し、生徒が人権課題に対する正しい知識と認識を深められるよう計画的に人権教育を進める

イ 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組、お互いの「ちがいを認め合い、共に生き、共に育つ生徒集団の育成に努める

##### ウ 情報モラルに関する取り組みについて

必要に応じて、外部機関との連携をとって「ケータイ安全教室」等をおこない、情報モラルについての学びを深める

### (4) いじめの早期発見についての取り組み

#### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形でおこなわれることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する

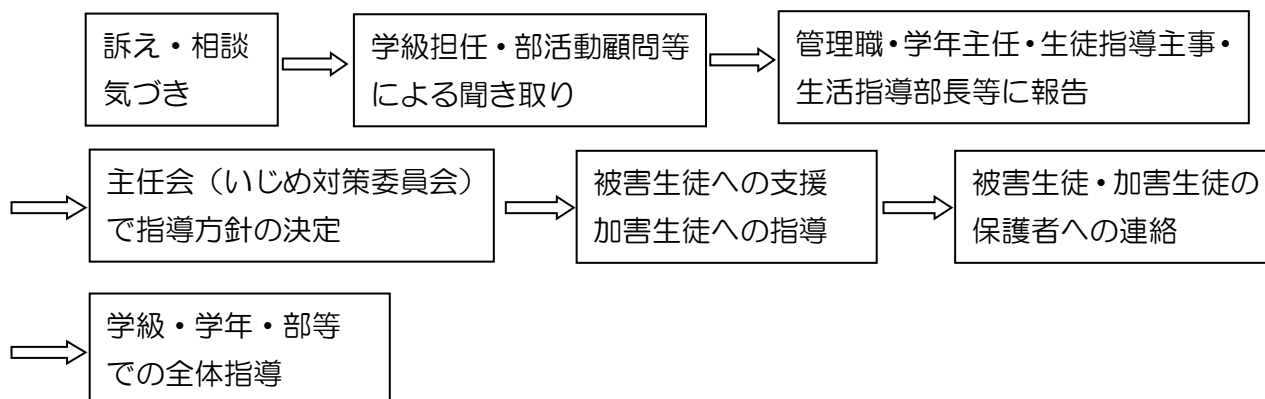
- ① いじめのアンケート、教育相談を定期的実施し、いじめの早期発見に努め被害生徒の心のケアに当たるとともに、加害生徒への指導に当たる
- ② スクールカウンセラーとの連携を密にし、いじめの早期発見についての情報交換を行う
- ③ いじめ相談窓口を生徒・保護者に周知するとともに、外部機関との連携も深める
- ④ 生活指導部で、全教職員による研修会を1年に1回開き、日々の生徒観察・変化の記録等からいじめの加害にまわりやすい生徒、被害に遭いやすい生徒について情報交換をし、いじめを全教職員の目で見つ積極的に認知できる環境をつくる

(5) いじめの早期解決についての取り組み

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う

- ① いじめ事案に気付いた（相談を受けた）場合は聞きとりの後、速やかに管理職・学年主任・生徒指導主事・生活指導部長に報告することを徹底する。また関係生徒に特別支援を要する生徒がいる場合は、特別支援教育コーディネーターにも報告する
- ② 被害生徒の保護、加害生徒への指導は、教職員の意思が統一された状態で行う。また、「傍観者」についての指導も必ず行う
- ③ 教職員の意思一致のもと、保護者連絡をする。また、連絡に際しても被害生徒の保護に重点を置いた形で行う
- ④ 必要に応じて、管理職・生徒指導主事が、警察などの関係諸機関と連携を図る
- ⑤ ネット上のいじめに対しては、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用する
- ⑥ いじめ発見の際の流れ



(6) いじめ問題に取り組むための校内組織

① 学校内の組織

定例的に行われている（基本的に週1回）主任会が、いじめ対策委員会を兼ねる

【構成】

管理職・生徒指導主事・教務主任・学年主任・養護教諭・事務主任

※ 必要に応じて生活指導部長・担任・部活動顧問等を加える

【役割】

- ・ 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録を行う
- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には、緊急会議を開催し迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導及び支援の方針の決定、保護者との連携を行う

【年間計画】

- ・ 生徒対象いじめアンケート調査  
年3回＜7月・12月・3月＞
- ・ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 最低年1回＜9月＞

【研修会】

- ・ 生活指導研修会＜4月＞および適宜

② 保護者や地域・関係機関との連携

ア 必要に応じて、ホームページや学校通信などによる情報発信・啓発を行う

イ 必要に応じて、警察等関係諸機関との連携を図る

ウ 必要に応じて、学校協議会への提案・協力要請を行う

③ 取り組み内容の検証

ア 「運営に関する計画」で、取り組みに関する検証・改善を行う

イ アンケート結果の検証及び対策の検討

(7) 重大事案への対処

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余議なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う
- ② 学校として誠意ある対応をし、主任会（いじめ対策委員会）を中心に事実関係の明確化に努める

参考

《いじめに気付くチェックリストと説明》

いじめられている者にとっていじめにあっても、保護者や教師に必死に隠そうとすることが多いので、日常のちょっとした変化に気付くことができるかどうか、発見の手がかりとなる

- (1) 最近、よく物をなくすようになった
  - ・ 学校で物を隠されている、壊されている可能性がある。無くした理由を曖昧にしか言わないことが多い場合は要注意です
- (2) 学校のノートや教科書を見せたがらない
  - ・ 落書きをされていたり、破かれていたりする可能性があります
- (3) 宿題をやろうとしなくなった、している姿を見なくなった
  - ・ 落書きされていたり、破かれたプリントをテープでつなぎ合わせたりしており、他人に見られまいと、見えないところで宿題をしたり、宿題自体をやらなくなる可能性がある
- (4) お金を借りる。お金を盗む
  - ・ 継続的にお金を要求されている可能性がある
- (5) 保護者に対し、学校行事に来ないで欲しいという
  - ・ 加害者にとっては、被害者の保護者が学校に来ることは避けたいので、事前に来させるなどプレッシャーをかけていることがあります
- (6) すぐに自分の非を認め、謝るようになった
  - ・ 以前なら、開き直ったり、反応が悪かった態度が、すぐに謝るようになった。隠し事があったり、詮索されたくないで謝って終わらせようとしたり、被害者になったことで、反射的に謝る癖がついてしまっている場合があります
- (7) 無気力になった。何もしていない時間が増えた
  - ・ いじめを受けている生徒にとっては全般的な意欲の低下、気分の落ち込みによって、何もする気になれないという精神的状態に陥ることがよくあります
- (8) 無理に明るく振舞っているように見える
  - ・ 元気がないと思われる、いじめにあっていると疑われると思っているからです。そう思われまいよう明るく振舞いますが、どうしても無理が出てしまいます
- (9) 会話が広がらなくなった
  - ・ 本当は苦しみやつらさを告白したいが、報復を恐れ曖昧な会話に終始しようとしますこれは加害者にも共通することで多少なりとも罪悪感を抱いている場合この傾向が出ます
- (10) 具体的に問いかけると取り乱す
  - ・ 聞かれたくない、聞かれると困る
  - ・ だから詳しく聞かれると、反抗的な態度を取ったりして話を終わらせようとします
  - ・ いじめのことを隠しているが、気付いてくれない回りの人間にも腹が立っていることもあります
- (11) 所属している組織に対して愚痴や不満などの反応が変わった
  - ・ 以前は、さまざまな具体的な会話をしていたのに言わなくなることがあります
  - ・ 被害者にとってはいじめのことで頭がいっぱいになり、宿題が多い、練習がしんどいなどと思っていたものが不満と思えなくなっている可能性があります
- (12) 保護者会、面談などで何を話すのかを過剰に詮索し、聞き出そうとする
  - ・ これは、加害者にも共通する特徴です。発覚を恐れます。いじめについての話があるのかと心配になります
- (13) よく眠そうにしている
  - ・ いじめのことで精神的に過敏になり、眠れなくなっている可能性があります
- (14) 倦怠感、疲労、意欲の低下
  - ・ 鬱的状态です。いつも疲れているように見える、ため息をついているのが目立つようになったら精神状態が落ち込んでいる可能性があります
- (15) 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下、痩せなどの身体的症状
  - ・ 通院しても原因がわからない場合は注意が必要です

(16) 趣味や楽しみが変わった

- ・ 遊びや、趣味が楽しく感じられなくなっている可能性があります

(17) 理由のないムカつき

- ・ 些細なことにいらだったり、八つ当たりするようになるのはいじめによるストレスの場合があります。特に、自分より弱いものがその対象になります

(18) ちょっとした音に敏感になった

- ・ 被害者にとっては、次に何をされるのかと精神的に緊張しています。過敏になり物音などに敏感になります

(19) 身体を見せたがらない。触れ合いを極端に拒むようになった

- ・ 見えないところに怪我をさせられている可能性があります

(20) 急に友達関係が変わった。不自然な友達関係ができた

- ・ 加害者にも共通する項目です。大人からみると明らかに合わないであろう人間関係である場合は、ターゲットになっている可能性があります

(21) いつも周囲を気にしている。他人の顔色を気にしている

- ・ 周りの人の反応に敏感になっています。自分の周りにどんな人間がいるか気にしています

(22) 成績の低下。低下しても気にしていない

- ・ 勉強に集中できず、成績が低下します。成績を気にするところではない精神状態である可能性があります

(23) 物忘れがひどくなった

- ・ いじめのことが頭から離れず、注意力が低下します。外傷体験をしている被害者は心が壊れてしまわないように記憶を失うというメカニズムが働く場合もあります。周囲からはただの物忘れに見えます

(24) 自傷行為

- ・ 精神的に追い詰められた時、その気持ちが自傷行為として現れることがあります。リストカットの他、壁に頭を打ち付ける。拳を打ち付ける等です

《いじめが発覚した場合の働きかけについて》

(1) 被害者を守るという保護の動き

- ① 保護者との連携を図り、被害者の安全と精神の安定を最優先にする
- ② 加害者と距離を置き、接触を避けさせる。セーフルームを活用する
- ③ 被害者に保護者、学校の思いを伝える。最も大切なものは、安全であることを伝える
- ④ いじめに関して無理に聞き出さない

いじめにあっていると感じれば、当然聞き出したいくなるが被害者が話そうとしない時には無理に聞き出してはいけぬ。ダメージをうけている被害者にとって、話すことは思い出すことであり、さらなる負担をかけることになる場合もある。外部機関との連携も話すことへのきっかけになることもある

- ⑤ 被害者の話を、真実として扱う

いじめの内容は時代と共により陰湿で過剰なものになっている。被害の内容については直接的、間接的問わず、疑わずに扱う。疑いを抱くだけでも被害者に伝わり、負担をかける。ただし、被害者の精神状態は傷ついているので思い違いや混乱もあり、事実とは異なっている場合もありえる。しかし、そこまで追い込んだのがいじめが原因であると考え接する

- ⑥ 被害者側にも原因があるとは絶対に考えない

被害者は加害者によって作られる。被害者の心は敏感で、被害者にも原因があったのではないかと考えるとそれを感じ取り、心を閉ざしてしまう

- ⑦ いじめに立ち向かわせない、耐えさせない

いじめに負けないでというメッセージをよく耳にするが、いじめそのもの自体が立ち向かうに値すべきものではなく、耐えるべきものでも無い。いじめからは逃げればよい。逃げるよう指導する

- ⑧ 生徒の許可無く、保護者に相談しない

被害者は自分がいじめの事実を露見させたとと思われることを非常に恐れている

(2) いじめをなくす

- ① 主任会（いじめ防止委員会）の設置

いじめは、担任個人の問題ではなく、学校全体の運営に関わる問題である。担任を中心に、委員会で協議し共通認識をもって一貫性のある指導をする必要がある

- ② 構成メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、各学年主任（生活指導部長、関係生徒担任、スクールカウンセラー）被害者の希望する教師とする

- ③ 解決と責任問題は別々に扱う

話が責任問題に発展した場合、解決に向けての話し合いができなくなる。保護者との敵対関係が生まれ、解決のための建設的な話し合いができなくなる。まず、被害者が安心して登校できるよう、いじめをなくすことが大切である